

田野畑村新生児子育て支援給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、新生児の子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として実施する令和3年度の新生児子育て支援給付金の支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新生児子育て支援給付金（以下「給付金」という。） 前条の目的を達するために、田野畑村（以下「村」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 村に住所を有し、新生児を現に扶養している世帯主又は世帯員で、給付金が支給される者をいう。（生活実態を村に有しないものを除く。）
- (3) 新生児 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに出生し、出生と同時に村に住所を有した者をいう。（生活実態を村に有しない者を除く。）

(給付金の支給等)

第3条 村は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、新生児1人につき10万円とする。

(支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第4条 支給対象者は、新生児子育て支援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）により村長に申請を行う。

(支給対象者に対する支給の決定)

第5条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、新生児子育て支援給付金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により支給対象者に通知する。

- 2 村は、支給決定となった支給対象者に対し、速やかに給付金を支給する。

(その他)

第6条 この要綱の実施のために必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年5月31日限り、その効力を失う。